

(様式 1-3)

南相馬市定住緊急支援事業計画に基づく事業等個票

令和 2 年 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	17	事業名	小高区子どもの遊び場整備事業	事業番号	B-1-4
交付団体	南相馬市	事業実施主体	南相馬市		
総交付対象事業費	496,562 (千円)	全体事業費	521,782 (千円)		
事業概要					
○事業の概要					
令和 3 年 3 月オープンを目指す小高区子どもの遊び場として、避難生活から帰還した子どもたちが伸び伸びと遊ぶことのできる屋内遊び場を整備することによって、体力の向上を図るとともに、子育て世代が安心して帰還し、住み続けることのできる環境の充実を図る。					
整備施設 【小高区子どもの遊び場】					
設置場所：南相馬市小高区関場 1 丁目 1 番地					
施設内容：木造 2 階建て (延べ床面積 988.6㎡)					
○南相馬市復興総合計画と子ども・子育て支援事業計画との整合性 (実施要綱第 4 の 4 の一)					
■南相馬市復興総合計画後期基本計画 - 基本指針 2 健康で安心して暮らすことができるまちづくり					
・【基本施策】 - 子育て (P30)					
・【施策】 - 子育て環境の充実 (P32)					
・【取組方針】 - 子どもがのびのびと遊ぶことのできる施設を整備します。(P32)					
■南相馬市子ども・子育て支援事業計画 - 第 4 章 分野別施策の展開					
・【基本施策】 - 第 2 節 地域における子育ての支援 (P24)					
・【施策の方向】 - 4 子どもの健全育成 (P27)					
・【個別事業】 - ⑤ 子どもの遊び場等の維持管理と整備 (P28)					
本事業は子どもの運動機会の確保と運動能力の向上を図る観点から屋内子どもの遊び場を整備するもので、「南相馬市復興総合計画後期基本計画」における子どもの遊び環境の充実、「南相馬市子ども・子育て支援事業計画」における子どもの健全育成に沿った事業である。					
人口の流出及びそれにより生じている地域の復興における支障との関係					
共通					
○原子力発電所の事故以前と比較した人口の流出の状況及びそれにより生じている地域の復興における支障 (実施要綱第 4 の 1)					
原子力発電所事故により避難指示が出されていた南相馬市からは、原子力発電所事故以降の累計で計 13,425 人 (うち、小高区は 2,827 人) が転出し、令和元年 1 月末現在でも市外に 4,848 人 (うち、小高区は 2,527 人) が避難している。特に小さな子どもを持つ子育て世代等の流出により、伝統行事や消防団などの地域活動が継続できなくなることで地域コミュニティの弱体化や崩壊を招いている。また、子育て世代等の流出は労働力不足に直結し、市内経済活動にも支障をきたしている。(詳細は様式 1-3 別紙説明資料のとおり)。					
なお、令和元年 1 月 30 日現在の住民基本台帳人口は市全体で 59,884 人、小高区は 7,459 人となっている。					

また、令和元年11月30日現在の帰還人口は、市全体で4,192人、小高区は3,628人となっている。

子どもの運動機会の確保のための事業

○子育て世帯の早期帰還等に向けた事業実施の必要性（実施要綱第4の1）

南相馬市教育委員会が実施した新体力テストの総合評価（平成22年度・平成30年度）及び健康診断結果の肥満度（平均値）（平成22年度・平成30年度）には、原子力発電所事故に伴う屋外での運動制限などにより児童・生徒の体力の低下及び肥満傾向が現れている。

本事業の実施により、子どもたちに安全で安心して遊べる環境を整備することで、体を動かすことの喜びや楽しみを体感することによって体力の向上や運動能力の改善に繋げる。

なお、小高区の避難指示は平成28年7月12日に解除されたが、子育て世代には依然として放射性物質に対する不安を抱える世帯が多く、この不安解消が子育て世代の帰還を促すもっとも有効な手段である。このことから、早期に屋内子どもの遊び場を整備し子育て世代が安心して帰還できる環境を確保する必要がある。

○震災前に比較して子どもの運動機会の確保が十分に図られていないこと（実施要綱第4の4の二①）

<子どもの肥満傾向について>

小学4年生を対象とした小児生活習慣病健康診断の結果を原子力発電所事故前と比較すると、肥満度（平均値）が男子で3.1%から7.2%、女子が1.8%から4.7%と2倍以上となっており、肥満傾向が増加している。（詳細は様式1-3別紙説明資料のとおり）。

<子どもの運動能力の低下について>

小学5年生を対象とした全国体力・運動能力、運動習慣等調査（新体力テスト：文部科学省）の総合評価では、評価が高いA・Bと判定とされた児童の割合は、原子力発電所事故前の全国平均と比較すると改善傾向にあるものの、評価が最も低いE判定とされた児童の割合は男子が6.6%で、震災前全国平均4.8%を上回り、未だ運動能力が低下している（詳細は様式1-3別紙説明資料のとおり）。

○地方公共団体における既存の運動施設が不足していること（制度要綱第4の4の二①）

原子力発電所の事故以来、長期に渡る市内外や県内外の避難生活から小高区に帰還した子どもたち、帰還した親子が安心して遊べる場所として小高区内の公園遊具や幼稚園、小学校の遊具の更新を実施している。しかし、今なお市民意識調査においては、特に子育て世代からの「遊び場の拡充」に対する要望が多く挙げられている。

そこで、平成31年1月に、小高交流センター（小高復興拠点施設）内に世代間交流を図る屋内遊び場を開所したところである。

この小高交流センター内の遊び場は、施設の大きさが約440㎡と小規模な遊び場であり、また、幼児等の比較的低年齢の子どもを対象としている。一方、市民ニーズとして、子ども全般を対象に、より高い運動量を確保し、子どもの運動機会の確保を図ることのできる大規模な屋内遊び場が求められている。

このような点から、平成28年7月12日に避難指示が解除された小高区に、帰還する子どもたちが安心して遊ぶことのできる、新たな屋内遊び場の確保が課題となっている。

○既存の施設を更新又は改築することによらなければ運動機会の確保を十分に図ることができないこと（実施要綱第4の4の二①）

「該当なし」

○施設等の整備や運営管理の内容及び方法が事業の目的に照らして適切であり、効率的なものとなっていること（実施要綱第4の4の二①）

本事業は、認定こども園及び小・中・高等学校のあるエリア（文教ゾーン）に、子どもたちが、気温や気候に左右されることなく年間を通じて運動できる場を整備するもので、子どもたちの運動機会の確保を図ることを目的とした事業目的に照らして適切である。

本施設は、小高区の子ども年間約1万人が利用することを想定しており、加えて、原町区・鹿島区や市外の子ども、同行する大人を含め年間約3万人程度の利用を見込んでいる。なお、本施設は、管理委託または指定管理によって維持管理を行う計画であり、より効率的かつ効果的な手法によって維持管理を行う予定である。

○利用圏内の住民に広く利用されるよう計画されていること（実施要綱第4の4の二②）

本施設は、認定こども園及び小・中・高等学校のあるエリア（文教ゾーン）かつ、小高区における中心部に位置しており、平日には、文教ゾーンの子どもたちが集まり利用しやすく、休日には親子連れで利用する際のアクセスが容易であることから、多くの利用が見込まれる。

○整備を予定している施設における運動の効果を一層向上させるためのソフト的な取組（実施要綱第4の4の二③）

本施設は、小高区における文教ゾーンに位置しており、年齢を問わず遊び合い、運動できる施設であり、整備後の維持管理は、委託業務又は指定管理によって行う計画である。

施設の効率的な利用として、管理者による自主事業の実施やイベント機会を利用して運動機会の確保を図るほか、小高小学校や小高認定こども園に働きかけて、子どもの運動機会の確保を図る。

また、市の子育て応援 Web サイト、広報誌やホームページ、南相馬チャンネル（エリア放送）等を活用し、屋内子どもの遊び場の周知を図る。

【共通】

○事業実施後の効果を定量的に把握するための指標及びモニタリング方針（実施要綱第4の2の五、実施要綱第12の2）

毎年実施する学校体育における体力・運動能力調査結果によって効果の検証を行う。また、毎年実施する小中学校健康診断の結果により肥満傾向の検証を行う。また、施設管理を行う指定管理者によって施設の利用状況を把握する。

※効果促進事業である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

南相馬市定住緊急支援事業計画に基づく事業等個票

令和 2 年 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	18	事業名	小高区子どもの遊び場駐車場等整備事業	事業番号	◆B-1-4-1
交付団体	南相馬市		事業実施主体	南相馬市	
総交付対象事業費	46,129 (千円)		全体事業費	53,320 (千円)	
事業概要					
○事業の概要					
令和 3 年 3 月オープンを目指す小高区子どもの遊び場と併せて、駐車場及び外構を整備する。その他、利用者の安全確保並びに利便性向上のためにフェンス、防犯灯、案内看板等を設置する。 このことよって、体力の向上を図るとともに、子育て環境の充実を図る。					
整備施設 【小高区子どもの遊び場駐車場等】					
設置場所：南相馬市小高区関場 1 丁目 1 番地					
施設内容：駐車場及び外構					
整備面積 約 1,200㎡ (駐車場)					
駐車台数 25 台 (身体障がい者用を含む)					
付帯施設 フェンス、照明整備、看板整備等					
○南相馬市復興総合計画と子ども・子育て支援事業計画との整合性 (実施要綱第 4 の 4 の一)					
■南相馬市復興総合計画後期基本計画 - 基本指針 2 健康で安心して暮らすことができるまちづくり					
・【基本施策】 - 子育て (P30)					
・【施策】 - 子育て環境の整備 (P32)					
・【施策の展開】 - 子どもがのびのびと遊ぶことができる施設を整備します。(P32)					
■南相馬市子ども・子育て支援事業計画 - 第 4 章 分野別施策の展開					
・【基本施策】 - 第 2 節 地域における子育ての支援 (P24)					
・【施策の方向】 - 4 子どもの健全育成 (P27)					
・【個別事業】 - ⑤ 子どもの遊び場等の維持管理と整備 (P28)					
本事業は子どもの運動機会の確保と運動能力の向上を図る観点から屋内子どもの遊び場を整備するもので、「南相馬市復興総合計画」における子どもの遊び環境の充実、「南相馬市子ども・子育て支援事業計画後期基本計画」における子どもの健全育成に沿った事業である。					
人口の流出及びそれにより生じている地域の復興における支障との関係					
共通					
○原子力発電所の事故以前と比較した人口の流出の状況及びそれにより生じている地域の復興における支障 (実施要綱第 4 の 1)					
原子力発電所事故により避難指示が出されていた南相馬市からは、原子力発電所事故以降の累計で計 13,425 人 (うち、小高区は 2,827 人) が転出し、令和元年 11 月末現在でも市外に 4,848 人 (うち、小高区は 2,527 人が避難している。特に小さな子どもを持つ子育て世代等の流出により、伝統行事や消防団などの地域活動が継続できなくなることで地域コミュニティの弱体化や崩壊を					

招いている。また、子育て世代等の流出は労働力不足に直結し、市内経済活動にも支障をきたしている。
(詳細は様式1-3別紙説明資料のとおり)。

なお、令和元年11月30日現在の住民基本台帳人口は市全体で59,884人、小高区は7,459人となっている。

また、令和元年11月30日現在の帰還人口は、市全体で4,192人、小高区は3,628人となっている。

子どもの運動機会の確保のための事業

○子育て世帯の早期帰還等に向けた事業実施の必要性(実施要綱第4の1)

南相馬市教育委員会が実施した新体力テストの総合評価(平成22年度・平成30年度)及び健康診断結果の肥満度(平均値)(平成22年度・平成30年度)には、原子力発電所事故に伴う屋外での運動制限などにより児童・生徒の体力の低下及び肥満傾向が現れている。

本事業の実施により、子どもたちに安全で安心して遊べる環境を整備することで、体を動かすことの喜びや楽しみを体感することによって体力の向上や運動能力の改善に繋げる。

なお、小高区の避難指示は平成28年7月12日に解除されたが、子育て世代には依然として放射性物質に対する不安を抱える世帯が多く、この不安解消が子育て世代の帰還を促すもっとも有効な手段である。このことから、早期に屋内子どもの遊び場を整備し子育て世代が安心して帰還できる環境を確保する必要がある。

○震災前に比較して子どもの運動機会の確保が十分に図られていないこと(実施要綱第4の4の二①)

<子どもの肥満傾向について>

小学4年生を対象とした小児生活習慣病健康診断の結果を原子力発電所事故前と比較すると、肥満度(平均値)が男子で3.1%から7.2%、女子が1.8%から4.7%と2倍以上となっており、肥満傾向が増加している。(詳細は様式1-3別紙説明資料のとおり)。

<子どもの運動能力の低下について>

小学5年生を対象とした全国体力・運動能力、運動習慣等調査(新体力テスト:文部科学省)の総合評価では、評価が高いA・Bと判定とされた児童の割合は、原子力発電所事故前の全国平均と比較すると改善傾向にあるものの、評価が最も低いE判定とされた児童の割合は男子が6.6%で、全国平均4.8%を上回り、未だ運動能力が低下している(詳細は様式1-3別紙説明資料のとおり)。

○地方公共団体における既存の運動施設が不足していること(制度要綱第4の4の二①)

原子力発電所の事故以来、長期に渡る市内外や県内外の避難生活から小高区に帰還した子どもたち、帰還した親子が安心して遊べる場所として小高区内の公園遊具や幼稚園、小学校の遊具の更新を実施している。しかし、今なお市民意識調査においては、特に子育て世代からの「遊び場の拡充」に対する要望が多く挙げられている。

そこで、平成31年1月に、小高交流センター(小高復興拠点施設)内に世代間交流を図る屋内遊び場を開所したところである。

この小高交流センター内の遊び場は、施設の大きさが約440㎡と小規模な遊び場であり、また、幼児等の比較的低年齢の子どもを対象としている。一方、市民ニーズとして、子ども全般を対象に、より高い運動量を確保し、子どもの運動機会の確保を図ることのできる大規模な屋内遊び場が求められている。

このような点から、平成28年7月12日に避難指示が解除された小高区に、帰還する子どもたちが安心して遊ぶことのできる、新たな屋内の施設確保が課題となっている。

○既存の施設を更新又は改築することによらなければ運動機会の確保を十分に図ることができないこと
(実施要綱第4の4の二①)

「該当なし」

○施設等の整備や運営管理の内容及び方法が事業の目的に照らして適切であり、効率的なものとなっていること (実施要綱第4の4の二①)

本事業は、認定こども園及び小・中・高等学校のあるエリア（文教ゾーン）に、子どもたちが、気温や気候に左右されることなく年間を通じて運動できる場を整備するもので、子どもたちの運動機会の確保を図ることを目的とした事業目的に照らして適切である。

本施設は、小高区の子ども年間約1万人が利用することを想定しており、加えて、原町区・鹿島区や市外の子ども、同行する大人を含め年間約3万人程度の利用を見込んでいる。なお、本施設は、管理委託または指定管理によって維持管理を行う計画であり、より効率的かつ効果的な手法によって維持管理を行う予定である。

○利用圏内の住民に広く利用されるよう計画されていること (実施要綱第4の4の二②)

本施設は、認定こども園及び小・中・高等学校のあるエリア（文教ゾーン）かつ、小高区における中心部に位置しており、平日には、文教ゾーンの子どもたちが集まり利用しやすく、休日には親子連れで利用する際のアクセスが容易であることから、多くの利用が見込まれる。

○整備を予定している施設における運動の効果を一層向上させるためのソフト的な取組 (実施要綱第4の4の二③)

本施設は、小高区における文教ゾーンに位置しており、年齢を問わず遊び合い、運動できる施設であり、整備後の維持管理は、委託業務又は指定管理によって行う計画である。

施設の効率的な利用として、管理者による自主事業の実施やイベント機会を利用して運動機会の確保を図るほか、小高小学校や小高認定こども園に働きかけて、子どもの運動機会の確保を図る。

また、市の子育て応援 Web サイト、広報誌やホームページ、南相馬チャンネル（エリア放送）等を活用し、屋内子どもの遊び場の周知を図る。

【共通】

○事業実施後の効果を定量的に把握するための指標及びモニタリング方針 (実施要綱第4の2の五、実施要綱第12の2)

毎年実施する学校体育における体力・運動能力調査結果によって効果の検証を行う。また、毎年実施する小中学校健康診断の結果により肥満傾向の検証を行う。また、施設管理を行う指定管理者によって施設の利用状況を把握する。

※効果促進事業である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	B-1-4
事業名	小高区子どもの遊び場整備事業
交付団体	南相馬市
基幹事業との関連性	

小高区子どもの遊び場は、避難指示が解除された小高区の文教ゾーンに位置しており、その中に、子どもの遊び場機能を担うエリアとして整備する。子どもの遊び場は、小高区を中心部に整備するものの、子どもを連れて親が徒歩で利用できる範囲は限定的である。併せて、小高区には公共交通が確保されておらず、施設利用者の多くは自家用車によって施設を利用することが予想される。申請事業は、小高区子どもの遊び場の駐車場として整備するもので、子どもの遊び場を利用する小さな子どもを持つ子育て世代の利便性を高めることができ、より多くの施設利用に繋げることができる。また、駐車場利用者が安全に、そして安心して利用できる環境を確保するために、フェンスや照明（街灯）を併せて整備する。